

# 内部統制

## 基本的な考え方(内部統制システムの整備)

当社グループでは、事業を適正かつ効率的に運営するため、取締役会で「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備」を決議し、これに基づき、リスク管理の強化やコンプライアンスの徹底などに努めています。

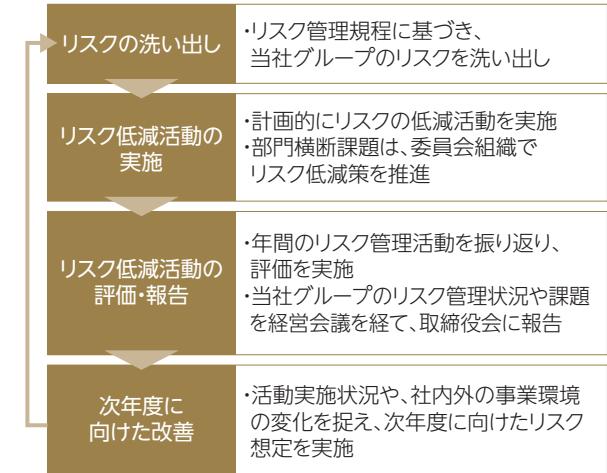
内部統制システムについては、事業環境の変化などを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、その運用状況を年度ごとに取締役会で確認しています。決議の内容と直近年度の運用状況の概要は、「事業報告」に開示しており、当社Webサイトにてご確認いただけます。

## 内部統制システムに関する取締役会決議項目

- ① 取締役の職務執行体制(取締役の職務執行の法令への適合、効率性など)
- ② リスク管理体制
- ③ コンプライアンス体制

- ④ 関係会社の経営管理体制
- ⑤ 監査体制

## リスク管理の流れ



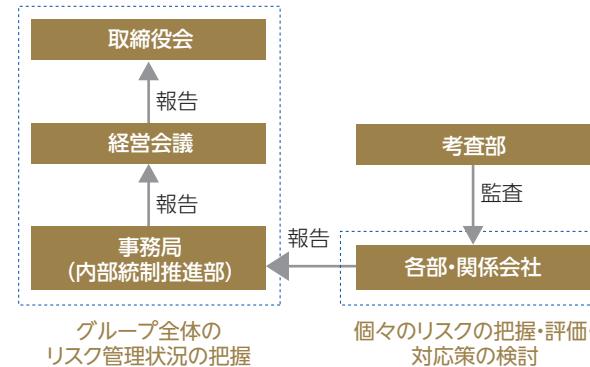
## 内部統制システムの運用状況

### リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、リスクごとに主管部署を定め、計画的にリスク低減を取り組むとともに、年度ごとに、当社グループのリスク管理状況を、経営会議を経て取締役会に報告しています。なお、気候変動などESGに関するリスクも含めて、リスク管理を行っています。

部門横断課題は、委員会組織でリスク低減策を推進するとともに、進捗状況や課題を経営会議に付議しています。また、経営上の重要な案件は、リスク管理の視点も踏まえて検討するなど、対策を強化・改善しています。

### リスク管理体制図



## 当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある主なリスク

- ①需要変動
- ②原料価格の変動
- ③電力調達価格の変動
- ④金利等の変動
- ⑤エネルギー政策・法令・制度等の変更
- ⑥自然災害
- ⑦原料調達支障
- ⑧製造・供給支障
- ⑨情報システム支障
- ⑩ガス消費機器・設備トラブル
- ⑪取扱商品・サービス等の品質に関するトラブル
- ⑫商品・資機材等の納入遅延
- ⑬投資環境の変化
- ⑭コンプライアンス違反
- ⑮情報漏えい
- ⑯感染症の流行

## 災害時への備えと事業継続

日常生活に欠くことのできない都市ガスの供給を守るために、災害発生を想定した管理体制の構築、およびBCPの策定とともに、大規模災害を想定した訓練を継続的に実施し、関係会社および協力会社との連携強化を図っています。

BCPでは、大規模地震が発生した際は、「ガス漏えいによる二次災害の防止を図り、お客さまの安全確保に努める」「ガス供給を停止した地区の復旧に必要な要員、資機材を確保し、早期復旧を果たす」ことを目標に掲げ、対応方針、手段を定めるとともに、事前の設備対策や資機材・食料等必要な物資の確保策を取りまとめています。

### 災害発生時の業務

#### 大規模地震など非常事態の発生

供給維持業務

原料調達、ガス製造・供給調整など

災害対応業務  
(初動業務)

二次災害防止、  
緊急保安業務(漏えい受付、修理)など

災害対応業務  
(復旧業務)

導管修繕、  
ガス機器安全性確認、開栓など

最低維持業務

資金調達、決算、システム維持管理、  
検針、輸送幹線巡回業務など

## 関係会社管理

グループ全体の内部統制強化に向け、関係会社における内部統制の体制整備・運用を支援しています。

関係会社は、各社取締役会規程に基づき、取締役会で重要事項の意思決定と報告を行っています。

また、当社は、関係会社管理規程等に基づき、主要な関係会社から年度計画、決算、業務、内部統制に係る活動状況等に関する定期的に報告を受けています。

なお、2022年4月の導管部門の分社化に関しては、行為規制遵守の観点から、当社および東邦ガスネットワーク(株)の双方において「導管等業務に関する中立性確保規程」を定めています。

## 情報管理・情報セキュリティ対策

上申書(決裁書)や重要会議の議事録等は、文書管理規程に基づき、重要度に応じた保存期間を設定のうえ保存および管理しています。また、文書管理の自主監査を定期的に実施し、情報の保存・管理状況をモニタリングしています。

サイバーセキュリティの確保に向け、全体的な統制組織であるサイバーセキュリティ委員会でセキュリティ対策の強化を協議しています。また、標的型メール訓練やオンラインセキュリティ教育など当社グループ員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、インシデント発生を想定した訓練も継続的に実施しています。2022年度はサイバーセキュリティ強化月間を設定し、重点的に訓練、啓発等に取り組みました。

## 内部監査

### 金融商品取引法への対応

金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」へ対応するため、社内ルールやチェックの仕組みが適切に整備、運用されているかについて、関係する部署および関係会社が自己点検を行い、さらに内部監査組織である考查部が評価を行ったうえで、監査法人の監査を受けています。2022年度も、このようなプロセスを経て、当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であることを確認し、金融庁へ内部統制報告書を提出しています。

### 内部監査

考查部は、監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的に行われているか、当社および関係会社を監査しています。助言などを含めた監査結果については、すみやかに社長および監査役に報告しています。